

〈論 説〉

支配株主の信認的義務 (→)

——イギリス法およびアメリカ法を中心として——
——コンツェルン関係における大株主の責任(10)—(1)——

青木英夫

はじめに

ドイツ株式法においては、支配契約を基礎とし形成されたコンツェルンを契約コンツェルンとして捉え、そのコンツェルン指揮を規制する。これに対して、支配契約を基礎とせず、事実上、指揮が行使されるコンツェルンを事実上のコンツェルンとし、そこにおいては、従属会社に補償することなしに不利益な指揮をすることを禁止している。しかし、事実上のコンツェルンにも様々なものがあり、高度にコンツェルン化され、指揮が包括的・一般的に行われるものと、時々、個別的に指揮が行われるものとがある。前者（加重的事実上のコンツェルン）にあっては、不利益な指揮を、その都度、補償することは問題とならないため、この場合には、契約コンツェルンに関する規定を類推適用すべきである、とする立場が通説である¹⁾。しかし、反対説も有力であって、これによれば、加重的事実上のコンツェルンにおける指揮は、従属会社に不利益である限り、すべて違法であって、指揮者の損害賠償責任を発生させる。ただ、指揮者が、通常の会社指揮者としての注意義務を尽した場合には免責されることとなる²⁾。有限会社に関するものであるが、有名な Autokran 事件において、

-
- 1) 拙稿「事実上のコンツェルン指揮の責任（二・完）」獨協法学32号27頁参照。
 - 2) 拙稿「事実上の取締役とコンツェルン関係」獨協法学28号14頁以下参照。

BGHは、加重的事実上のコンツェルンに関して、契約コンツェルンに関する株式法の規定を類推適用した³⁾。ところで、コンツェルン指揮の規制は、指揮者を従属会社の外にある第三者として捉える方法の外に、多数社員または支配社員の義務の問題として捉える方法もある。ドイツにおいても、株式会社以外の場合において、この方法で指揮の規制を展開したBGHの判例もある。

コンツェルン指揮の責任を、支配株主の義務の中に統合する方法は、英米法の分野に見い出される⁴⁾。ドイツ株式法を基礎とするECコンツェルン法案が、頓挫していて、その実現が予測できない今日⁵⁾、英米法的なコンツェルン指揮の責任の捉え方を概観することも意義があろう。本稿の目的はここにある。

一 イギリス法における支配株主の信認的義務

1 緒論

1) 総説 近時、イギリス会社法においても、会社グループの問題は、漸次、注目されるようになってきている⁶⁾。会社のベルを除去することによつ

3) Vgl. BGHZ 95, 330; Michael Hoffmann-Becking, Der qualifizierte faktische AG-Konzern, in: Probleme des Konzernrechts, 1989, S. 69 f.

4) ドイツの判例においても、株式会社以外の会社において、多数派社員の誠実義務 (Treuepflicht) からアプローチしたものもある。Herbert Wiedemannは、次のように述べている(ders., Die Unternehmensgruppe im Privatrecht, 1988, S. 1 f.):

「……なによりも挙げられるべきは、今や古典ともいえる、有限会社法に関する1975年のITT判決である。この判決においては、株式法の類推は判決理由に全然示されていない。他の会社形態の法規定により隙間を埋めるのがドイツの法曹の常套手段であるにもかかわらず。」

5) Wiedemannによれば、第9ECディレクトィブ第2草案が、ドイツの契約コンツェルンを模範とする限り、実現のチャンスはない (ders., Fn. (4), S. 2)。

6) See Clive M Schmitthoff et al (ed), Palmer's Company Law, vol 1, (24th ed, 1987), paras 18-22, 18-32, 38-24, 50-09, 73-08, Chap 74; Robert R Pennington, Pennington's Company Law, (6th ed, 1990), Chap 20; J H Farrar, Farrar's Company Law, (3rd ed, 1991), Chap 32.

支配株主の信認的義務（一）

て、親子会社を単一的に把握することも、判例によって認められている⁷⁾。グループに関する特別の規定も、次の場合に関して定められている。

(1) 影の取締役に対する規制 会社の取締役が、その指揮または指図によって行為するのが常態である場合、その指揮（図）者を影の取締役とする（1985年会社法741条2項）。この規定の趣旨は、本来ならば取締役でない者に、一定の義務・責任または禁止を課すことにあるのであって、それらの者に、会社運営に関する権限を与えたままコモン・ローもしくは衡平法上の義務を課すことにあるのではない⁸⁾。この規定によって、支配株主が、影の取締役とされる危険が多いことは、明らかである⁹⁾。もっとも、支配株主によって取締役が指名されたというのではなく、かれらが上述の意味において、指揮者であることが証明されなければならない¹⁰⁾。なお、親会社の指揮に子会社の取締役が従うことが常態であつても、そのことだけでは、親会社は影の取締役とはならない、とされているが、これは、親会社に影の取締役として適用される規定の範囲を明確にするためであって、親会社を影の取締役から除外する趣旨ではない¹¹⁾。

(2) 子会社による親会社株式の取得禁止 子会社は、法定の場合を除いて、親会社の株式を取得できず、子会社への親会社の株式の割当てまたは譲渡は、無効である（1985年会社法23条1項）。この規定の趣旨は、自己株式の取得禁止を強化し、資本維持を図るにある¹²⁾。したがって、子会社が、人格代表者または受託者として、親会社株式を取得するのであって、その計算において

7) 親会社は、子会社の債務について、責任を問われるのが原則であるが、子会社の債務を保証したとき、または、子会社が特別の取引において、親会社の代理人として行為したという事実もしくは会社形態の濫用があったという事実が証明されたときは、別である（see Palmer, *supra*, n 6, p 220 f）。

8) See Pennington, *supra*, n 6, p 531.

9) See Farrar, *supra*, n 6, p 341.

10) *Kuwait Asia Bank EC v National Mutual Life Nominees Ltd* [1990] 3 All ER 404, [1990] BCLC 868, PC.

11) 拙稿、前掲注(2)，獨協法学28号25頁以下参照。

12) 自己株式の取得禁止は、*Trevor v Whitworth* ((1887) 12 App Cas 409, HL) 事件において確立されたルールであって、1985年会社法143条として定められている。

取得するのでないときには、禁止は及ばない（同条2項）¹³⁾。

(3) グループ計算書の作成 1948年会社法において、グループ計算書の作成が要求されていたが、EC第7ディレクティブを国内法化する1989年会社法によって、改正された。ディレクティブは、法人格を有しない子企業も連結することを要求したから、親子会社という用語は親子企業という用語に替えられている。そこで、現行法においては、一つ以上の子企業を有する会社は、次の三つの場合を除いて、グループ計算書を作成しなければならない（1985年会社法227条1項）とされている。例外の第1は、中小規模のグループの場合である（同法249条）。例外の第2は、親会社自身が子会社であって、上位グループの計算書に連結されている場合である（同法228条2項）。従来、イギリスにおいて設立された会社の完全子会社である親会社は、グループ計算書の作成を免除されていたが、現行法では、直接の親会社が、EC加盟国内において設立された場合に拡大され、直接の親会社が50パーセント超の株式を有するときにも、その子会社はグループ計算書の作成を免除される。ただし、後者の場合には、残余の株式の50パーセント超または全株式の5パーセントを有する株主は、会社にグループ計算書の作成を請求することができる（同法228条1項）。第3の例外は、子会社の全部が、真実・公平な概観原則や重要性の原則などによって（同法229条2項～4項）、グループ計算書から除外される場合には、グループ計算書の作成は必要がないことである（同法229条5項）。これは疑いを避けるために置かれた規定である¹⁴⁾。なお、グループ計算書作成に関して、親子企業とされるのは、次の場合である¹⁵⁾。

(i) 親企業が子企業の議決権の過半数を有する場合（同法258条2項a号）。旧法では議決権に関係なく衡平資本の過半数とされていた。

(ii) 親企業が、子企業の社員であって、他の株主もしくは社員との合意によって単独で、議決権の過半数を支配する場合（同法258条2項d号）。

13) See Farrar, *supra*, n 6, p 543.

14) See *ibid*, p 486.

15) See *ibid*, p 487 f.

支配株主の信認的義務（一）

(iii) 親企業が、子企業の社員であって、取締役会の議決権の過半数を有する取締役の選任・解任権を有する場合（同法258条2項b号）。旧法では、取締役会の構成を支配することが要件であって、取締役会の議決権の過半数を支配することは必要ではなかった。

(iv) 親企業が、子企業の定款の定めまたは支配契約によって、子企業に対して支配的影響力を行使する権利を有する場合（同法258条2項c号）。「支配的影響力を行使する権利」については、明定されていない。しかし、付則によれば¹⁶⁾、少なくとも、親企業が子企業の経営・財政政策に対する指図権を有し、子企業の取締役が、それが子企業にとって利益であると否とにかかわらず、その指図に従う義務があることが必要である。「支配契約」（control contract）とは、親企業に子企業に支配的影響力を行使する権利を与える書面による契約であって、子企業の定款および子企業の準拠法によって明確に許容される契約である¹⁷⁾。他企業による企業の支配のための契約は、イギリスではほとんど未知のものであるから、推測される子企業がイギリスで設立されるかぎり、この要件はあまり重要性を有しない。親子企業関係の確認のためのこの要件は、第7ディレクティブの適用を受ける加盟国に関する限り、実際には選択的なものである。しかし、この要件はイギリスで履行されたのであるから、推定される子企業が、例えば、支配契約が法によって認められるドイツにおいて¹⁸⁾、設立されたときには、有用であろう。

(v) 親企業が、子企業に参加的利益を有し、子企業に実際に支配的影響力を行使するか、または親子企業が統一的基礎の上に運営される場合（同法258条4項）。「参加的利益」（participating interest）とは、グループ内の企業またはグループ全体の活動への寄与を確保するために、長期的に保有される子企業の株式への利益を意味する（同法260条1項）。「支配的影響力」（dominant influence）または「統一的基礎の上に運営される」（managed on a unified basis）という用語について、法上、定義がなされていない。上述の「支

16) Schedule 10A, para 4(1).

17) Ibid, para 4(2).

18) Vgl. AktG § 291.

配的影響力を行使する権利」の解釈をここに適用することはできない¹⁹⁾。この用語は、第7ディレクティブから直接引用されたものであり、意図的に未定義に残されたものである。親子関係確認のためのこの要件も、第7ディレクティブにおいて、加盟国には選択的なものである。イギリスにおいてこの要件を履行したのは、オフ・バランス会計処理を抑制するためである。その語の定義は、脱法を促進する結果になるだけであろう。

(vi) A企業がB企業の親企業であり、B企業のすべての子企業に関して、親企業とされる場合（同法258条5項）。

(4) 取締役と子会社との不正取引の規制 会社の取締役と会社の子会社とのサービス契約について、会社は、その契約書の謄本または、契約書がない場合には、その条項を詳説する覚書を適当な場所に備置し公開することを要する（1985年会社法318条1項c号）。5年を超える取締役のグループ内での雇用契約には特別の規制が設けられている（同法319条1項）。会社または会社の親会社の取締役またはその関係人が²⁰⁾、会社から一定額²¹⁾の非現金資産（non-cash assets）²²⁾を1個以上取得する場合には、または、その逆の場合には、株主総会の決議が必要であり、取締役または関係人が親会社の取締役またはその関係人である場合には、親会社の株主総会の決議が必要である（同法320条1項）。取締役、配偶者または子供が、会社、その子会社、親会社または姉妹会

19) Schedule 10A, para 4(3).

20) 関係人（connected persons）とは、次の者をいう（1985年会社法346条2項）：

- ① 配偶者、子または継子、
- ② 取締役が関係する会社であって、取締役および関係人が、その衡平株式資本の5分の1以上を有する会社、または総会における議決権の5分の1超を行使もしくは行使を支配できる会社、
- ③ 信託の受益者が取締役または上述の①もしくは②にいう関係人である信託の受託者、または、信託条項が、受託者に、取締役または上述の①もしくは②にいう関係人ために行使する権限を与える信託の受託者、
- ④ 取締役のパートナまたは上述の①ないし③のいずれかの者のパートナ。

21) 一定額とは、その取引がなされたときに、100,000 ポンドまたは会社資産の10パーセントを超える価額であるが、後者の場合は、2,000 ポンドを超えることが必要である（1985年会社法320条2項）。

22) 1985年会社法739条1項によれば、現金以外の財産または財産に対する権利を意味する。

社の上場株式または社債のオプション取引を²³⁾、特定の価格、特定の時期および特定の数で、行うことも禁止される（同法323条・327条）。また、取締役は、会社、その子会社、親会社または姉妹会社に有する株式または社債について、開示義務を負う（同法324条）。さらに、会社は、会社または親会社の取締役に貸付をすることを禁止される（同法330条2項）。ただし、子会社の取締役に対する貸付は、その者が親会社の取締役を兼任しない限り、禁止は及ばない²⁴⁾。

（5）自己株式取得に関する財政的援助の原則的禁止　（i）禁止の理由
禁止の理由には二つあって、第1は、それが債権者の担保である会社資産を減少させることであり、第2は、援助を受ける者が、支配株主となって、会社資産を利用して会社を搾取し、少数派株主を害することにある²⁵⁾。最も単純な形としては、Aが、B会社の全株主または支配株式を取得するために第三者から財政的援助を受け、それからB会社への支配を利用して、会社資産を流用し、自己の債務の返済に当てる方法がある²⁶⁾。

（ii）原則　会社またはその子会社が、会社の株式を取得する者に、直接または間接に、財政的援助することは禁止される（1985年会社法151条）。財政的援助の禁止は、取得の前後を問わない。禁止は間接的財政的援助にも及ぶのであるから、会社から貸付を受けた第三者からの借入金によってタイクオーバーを成功させ、会社資産を利用して、借入金を返済することも禁止される²⁷⁾。財政的援助については、同法152条1項に定義がなされるが、要するに、貸付、

23) 会社またはグループの他のメンバーによって取締役に与えられる引受オプションには禁止は及ばない。このようなオプションに関する事柄は会社の問題だからである（see Charlesworth & Morse's Company Law, 14th ed, 1991, p 370）。

24) See Farrar, *supra*, n 6, p 408.

25) See Ranking & Spicer's Company Law, 3rd, 1987, p 77. 同様に財政的援助を禁止した1948年会社法54条——同条の前身は、1929年会社法45条である——の立法趣旨として述べられることの一つは、自社株に関する一時的な取引を創造すること——例えば、タイクオーバーのように株価が殊に重要であるときに人為的に株式需要を発生させること——を防止するにあった（see Charlesworth & Morse, *supra*, n 23, p 219）。なお、会社資産の減少は、十分な担保を取る限り、必ずしも発生するわけではない（see Gower's Company Law, 5th ed, 1992, p. 227 n 6）。

26) See Ranking & Spicer, *supra*, n 25, p 77.

27) See e.g. Selangor United Rubber Estates Ltd v Cradock (No 3) [1968] 1 WLR 1555; Wallersteiner v Moir [1974] 1 WLR 991.

保証、贈与または債務の引受を問わず、会社の純資産を減少させるものをすべて含むのである²⁸⁾。

(iii) 例外 禁止の原則に対する例外は1985年会社法153条に定められている²⁹⁾。無償株の割当、裁判所の命令に従い本法の規定の下になされる取引、本法第5編第7章に従う株式の償還もしくは取得、金銭貸付を業とする会社の通常の営業の範囲にある貸付および従業員持株制度のための援助などが例外である。ただし、公開会社の場合には、これらの例外が認められるのは、財政的援助によって会社の純資産が減少しない場合または配当可能利益によって財政援助をする場合である。適法になされる配当としての会社資産の分配または残余財産の配分は禁止されないから、会社を承継した者が支配を取得し、会社に配当させまたは会社を清算させることによって、その費用の全部または一部を回収することが可能であることは注意すべきである³⁰⁾。もっとも、適法な配当であるためには、本法第8編および付属定款の厳しい定めに従う必要がある³¹⁾。

従業員持株制度への援助に関する例外は1989年会社法によって拡大され、会社が当該制度へのローンを保証することも可能となった。従来は金銭的援助に限定されていたからである³²⁾。この例外は、一つの従業員持株制度の下にある受益者およびその親族が、かれらの間で取引することを可能にするためになされる、会社または同一グループに属する他の会社による財政的援助にも適用される。

(6) 重要な財政取引の規制 取締役が、自己の会社または利益 (inter-

28) See Ranking & Spicer, *supra*, n 25, p 78.

29) See Gower, *supra*, n 25, p 229 f. なお、私会社についても、この例外は適用されるが、私会社は、同法155条ないし158条に従う限り、同法151条の適用はない。これらの規定においても、財政的援助によって会社の純資産が減少しない場合、または、配当可能利益で財政的援助をする場合にのみ、財政的援助が許されるという原則が維持されている。ただし、私会社が公開会社の子会社である場合には、これらの条文を子会社が利用することに制限がある。公開会社によるこの適用除外の濫用を防ぐためである(see *ibid*, p 234)。

30) See Gower, *supra*, n 25, p 230.

31) See *ibid*.

32) See Charlesworth & Morse, *supra*, n 23, p 226.

est)を有する会社から、資産を購入し、または、それらに財産を売り渡すことから、利益相反が生ずることは明白であるから、そのような契約については、株主の認許を要求すべきであると考えられる³³⁾。そこで、1985年会社法320条は、会社もしくは親会社の取締役またはその関係人が³⁴⁾、一定額³⁵⁾の非現金資産³⁶⁾の譲渡または譲受を会社と行う計画（arrangement）³⁷⁾については、総会の認許決議が必要であると定める。この規制の例外の一つに、グループ間の活動を阻害しないためのものがある。なぜならば、例外を認めないと、2会社間の取引も、その一つが取締役の関係人である場合には、総会の承認が必要となるからである³⁸⁾。そこで、親会社とその完全子会社または完全子会社間の資産取引については、総会の認許は必要がないとされた（同法321条2項a号）。完全子会社の場合に例外とされたのは、このときには、保護すべき外部株主は存在せず、親会社は支配を行使するからである³⁹⁾。

（7）検査中の検査役の権限の特則 1985年会社法433条は、検査役に、被検査会社の親会社または子会社の役員に対する検査権を与える。会社スキャンダルの大多数は、親子会社のネットワークを利用して行われ、その範囲は検査中に初めて明らかとなるから、検査役のこの権限は有益である⁴⁰⁾。

（8）その他 取締役の関係人⁴¹⁾や投資業を構成する行為⁴²⁾などの定義に関して、会社グループが考慮されている。

33) See the White Paper, 'The Conduct of Company Directors' (Cmnd 7037) para 16.

34) 注(20)参照。

35) 注(21)参照。

36) 注(22)参照。

37) 契約を回避しつつ、その目的を達する方法を防止するために、計画という用語が使用された（see HC Official Report, SC A, 29 November 1979, col 418）。先ず、資産を第三者に移転し、それから取締役またはその関係人に移転する計画的行為も、ここにいう計画に入ることは明白である（see Farrar, *supra*, n 6, p 416）。

38) See Farrar, *supra*, n 6, p 416.

39) See *ibid*, p 417.

40) See Gower, *supra*, n 25, p 680 n 36.

41) 注(20)参照。

42) 金融サービス法付則I, 18条はグループ間の取引を投資業を構成する活動から除外する。

2) イギリス法の問題　　上述のように、イギリス法は、グループに関する規制を有するのであるが、それらは、グループの特殊の側面を捉え規制しているにすぎない。グループに関する一貫した規制は存在しない。会社法の通常の原則が、グループ会社およびグループ会社と外部者との関係に適用されるにすぎない⁴³⁾。親会社は、明示の信託関係がない限り、子会社の資産の所有者と見做されることはない⁴⁴⁾。もっとも、親子会社の単一性を評価する判例もないわけではないが⁴⁵⁾、それらの判決を根拠づける特徴は信託関係である⁴⁶⁾。また、親会社または姉妹会社が、グループの会社の債務に責任を負うのは、保証した場合、グループの会社の債権者を詐欺する意図をもってその営業に関与した場合（1986年支払不能者法213条参照）またはその会社の社員数が6月を超えて1985年会社法24条の定める数に達しない場合である⁴⁷⁾。さらに、親会社の取締役は、子会社が独立の取締役を有する限り、子会社の利益を保護する義務を有しない⁴⁸⁾。子会社の債権者の利益を害する親会社の取締役であるからといって、支払不能者法213条にいう子会社の債権者を害する意図をもって子会社の営業

43) See Farrar, *supra*, n 6, p 538.

44) See Salomon v A Salomon & Co Ltd [1897] AC 22, HL.

45) 例えば、Lord Denning MR は、次のような徹底的な見解を述べている（Littlewoods Mail Order Stores Ltd v IRC [1969] 1 WLR 1241, at 1254, CA）：

「Salmond v Salmond & Co Ltd で定められた法理は慎重に考慮されるべきである。それは、裁判所が透視できないヴェールを有限責任会社の人格に掛けるとしばしば考えられているが正しくない。裁判所は、そのヴェールを取り除くことができるし、しばしばそうする。裁判所はその背後に現実に存在するものを探し出す。立法者は、グループ計算書その他に関して、その方法を示した。裁判所も先例に従うべきである。」

Lord Denning MR は、DHN Food Distributors Ltd v London Borough of Tower Hamlets [1976] 3 All ER 462, CA においても、同様な意見を述べている。

46) See Farrar, *supra*, n 6, p 539.

47) See *ibid.*

48) See Lindgren v L & P Estates Ltd [1968] Ch 572 at 595 e and 604 e-f, CA. この事件においては、親会社の資産は子会社の株式への投資によって構成されており、したがって、親会社の取締役はその投資を代表する子会社の利益を促進する義務を負う、という弁護士の強力な抗弁があった（see Farrar, *supra*, n 6, p 539）。

支配株主の信認的義務（一）

に関係するといえるか問題である⁴⁹⁾。子会社の取締役も、単なる多数派株主にすぎない親会社に対して、信認的義務を負わない⁵⁰⁾。グループ会社の取締役が、グループ全体またはグループの他の会社に有益であるからといって、自己の会社の利益に反する取引をなすことは許されない⁵¹⁾。イギリス法は、いまだ、グループの利益またはグループの取引における一貫した公正さの法理を、取締役の信認関係について知らず、強調されるのは個々の会社の利益である⁵²⁾。ただ、親会社によって指名された子会社の取締役が、親会社のために自己の会社の利益を犠牲にする場合には、少数派株主は、1985年会社法459条によって、損害賠償⁵³⁾を求めることができる⁵⁴⁾。後述のように、Viscount Simondsによれば、子会社が少数派株主とともに設立されたとき、親会社は、同種の営業を行う限り、自己の営業において子会社を公正に取り扱う義務を有するし、Lord Keithによれば、かかる場合、親会社の取締役は、親会社の業務を執行するに際して、不注意によって子会社の業務の処理を誤ることがありうるのである⁵⁵⁾。

3) イギリス法の今後　　イギリス法は、判例および制定法においても、子会社の株主、従業員および債権者に対する親会社の義務については、沈黙を守っている⁵⁶⁾。しかし、支配株主の価値ある地位は⁵⁷⁾、通常の株主とは異なった

49) See Farrar, *supra*, n 6, p 539, 540.

50) See Bell v Lever Bros Ltd [1932] AC 161, at 228, HL.

51) See Farrar, *supra*, n 6, p 540.

52) See *ibid*.

53) 『remedy for oppression』である。

54) See Farrar, *supra*, n 6, p 540.

55) See Scottish Co-operative Wholesale Society Ltd v Meyer [1959] AC 324, HL, at 343, 363.

56) See André Tunc, *The Fiduciary Duties of Dominant Shareholder*, in Schmitthoff/Wooldridge (ed), *Groups of Companies*, 1991, p 2, 3. 簡単にいえば、従業員の利益は、支配株主に対する関係では、株主の利益と等しいと考えられる。なぜならば、通常の株主および従業員は、ともに会社の繁栄に同じ利害を有するからである (*ibid*, p 3 n 18)。

57) シティ・コードが、買付者は被買付会社の同種の株主をすべて同一に取り扱わなければならぬとするのは、支配の価値の売渡を妨げることになる (see Tunc, *supra*, n 56, p 3 n 19)。

義務を生みだすのではないか⁵⁸⁾。イギリス法においても、支配株主の信認的義務を認めるための萌芽が見られる⁵⁹⁾。項を改めて、これを検討することとしよう。

2 支配株主の信義的義務に関するイギリス法の現状

1) 伝統的見解 親会社および子会社の取締役が信認的義務を負担するのは、それぞれの会社であって、グループ全体の利益は、イギリス法において認められていないことについては、前述した。Prentice は、この点について、次のように要約している⁶⁰⁾：

「会社の取締役が、自己の会社に対しては信認的義務を負うが、他のグループ会社に対して負わないことは、法主体理論の直接の結果である。したがって、親会社または子会社の取締役は、それぞれ、自己の会社に対して義務を負うのだから、かれらは、自己の会社の利益を促進する結果となる場合にのみ、他のグループ会社の利益を考慮することができる。」

この伝統的見解は、全く正当であるが、グループの存在そのものを無視するものもある。なぜならば、会社グループは、全体としてのグループの利益、より正確にいえば支配会社の利益を増進することのみを目的とするという根本的事実が、ここでは看過されているのである⁶¹⁾。親会社は、自己のために子会社を設立し、子会社の取締役会を支配するのに、子会社の取締役は、親会社の

58) 理論的には、株主は、たとえ会社の利益に一致しないとしても、自己の利益のために議決権を行使できるが、しかし、多数派株主が、例えれば、定款変更決議において、全体としての会社の最善の利益のために議決権を行使しなければならないことも、同時に承認される（see Farrar, *supra*, n 6, p 600）。

59) 支配株主としての信認的義務はまだ完全に認められていないが、権限制限の衡平法の原則および1985年会社法459条や1986年支払不能者法122条1項g号にもとづく損害賠償に由来する公正の判例は、その方向に裁判所を導いている（see Farrar, *supra*, n 6, p 133）。

60) D D Prentice, *Groups of Companies : The English Experience*, in Klaus J Hopt (ed), *Groups of Companies in European Laws*, 1982, p 112.

61) See Tunc, *supra*, n 56, p 4.

支配株主の信認的義務（一）

利益を完全に無視して、子会社の業務を執行すると考えられている⁶²⁾。これは全く非現実的であるのみならず、子会社の取締役を無防備な立場に放置するのであるが、法はかれらにいかなる指針も与えない⁶³⁾。

2) 伝統的見解のもたらすもの グループ会社間における「会社機会の分配」(the allocation of corporate opportunities)の問題を取り上げよう⁶⁴⁾。伝統的見解に従えば、親会社は、会社機会を自己のために利用するか、または、自己の利益になるときに、子会社の一つにそれを割り当て、他の子会社の利益を無視することに、完全な自由を有することになる。子会社が完全子会社であるならばともかく、犠牲にされる子会社に外部株主（グループ外株主）が存在するときは、この結論は受け入れ難いものである。のみならず、完全子会社であっても、1985年会社法309条1項が「取締役は、その職務の執行において、従業員の利益を尊重しなければならない」と定めることに違反することにもなる⁶⁵⁾。Prentice のアメリカ法に関する研究の結論は、「かかる状況においては、少なくとも、親会社は、子会社に対して信認的義務を負うとともに、子会社を公正に取り扱う義務を負うものとされるべきである」というのであった⁶⁶⁾。伝統的見解のもたらす弊害は、もちろん、会社機会の配分に止まるものではない⁶⁷⁾。グループ会社間には長短様々な契約が存在しているが、親会社の取締役は、親会社の利益のみを考慮し——このことは、伝統的見解に従えば、かれらの義務でもある——、子会社に不公正な契約を強制することが可能であ

62) 例えば、Lord Denning MR は、ノミニー取締役の指名に関して、次のように述べている (in *Boulting v ACTT* [1963] 2 QB 606, at 626) :

「これについて違法なことはなにもなく、日々行われていることである。その取締役が、自己の就任した会社のために最善の判断を自由になしうる限り、なんら違法ではない。しかし、かれが、パトロンの指示に従って、会社の業務を執行せざるをえないときには、明らかに違法である。」

63) See Tunc, *supra*, n 56, p 4.

64) 以下の説明については、see Tunc, *supra*, n 56, p 4 f.

65) 1985年会社法309条2項は、この義務は「取締役の会社に対する義務であって、会社に対する取締役の他の信認的義務と同様に強制できる」と定め、この義務は影の取締役（親会社であることが多い）にも適用がある（同条3項）。

66) See Prentice, *supra*, n 60, p 126.

67) 以下の説明については、see Tunc, *supra*, n 56, p 5.

る。この不公正な強制の限界は、「子会社をサバイバルさせる」必要性のみである。垂直的編入において、この危険は極大となる。二つの会社が、それぞれ40パーセント資本参加し、残りの20パーセントは公募して、共同供給子会社を設立したが、親会社間の秘密の契約によって、供給価格は子会社の繁栄を不可能とするものに定められていたのではないか、といわれる実例もある。

3) 伝統的見解の修正への動き (1) 緒説 伝統的見解の弊害は、子会社の一つを犠牲にしてのグループの利益のためということでは、克服できない⁶⁸⁾。そこで、視点を変え、親会社を子会社から異なった実体としてではなく、その支配的株主である、という認識に解決を求めるべきことが主張されている⁶⁹⁾。すなわち、一般株主は自己の利益のために議決権行使することが許されるが、支配株主は、その有する権力ゆえに、他の株主に対して義務を有することを認識すべきである、というのである⁷⁰⁾。この議決権の衡平的把握は、近時、おおいに支持されている⁷¹⁾。Lord Wilberforce は、*Ebrahimi v Westbourne Galleries Ltd* 事件において⁷²⁾、「有限責任会社が法人格を有する単なる法主体以上である、という事実；会社の背後または内部に、その構造の中に必ずしも埋没しない、相互に権利・期待・義務を有する個人が存在することの余地を会社法が有している、という事実」を強調しつつ、「エクティティによって、常に、裁判所は権利行使をエクティティ的考えに従わすことができる」こと

68) 「グループの各会社は独立の法主体であるから、会社の取締役は自己の会社の利益を犠牲にする権限は有しないのである」(see *Pennycuick J in Charterbridge Corporation Ltd v Lloyd's Bank Ltd* [1970] Ch 62, [1969] 2 All ER 1185)。

69) See Tunc, *supra*, n 56, p 5.

70) Gower も、総会または種類総会の決議が、株主または種類株主の全部または一部に対して不公正な侵害をもたらすものであるときは、無効であるという (see *Gower's Company Law*, n 25, p 604)。立証責任は原告にあるが、立証の程度は状況によって異なる (see *ibid*, p 604 f)。種類総会の場合に、決議が他の種類の株主でもある株主によって成立した場合、または、実際、会社の利益と抵触する個人的利益を有することが明白である株主の議決権によってのみ、決議が成立した場合には、簡単であるが、他の場合において、決議が単なる多数によって成立したときには、立証は困難である。

71) See Tunc, *supra*, n 56, p 6.

72) [1973] AC 360, at 379.

支配株主の信認的義務（一）

および「個人相互間に成立する個人的性質を有する事由が権利の主張または特殊な方法でのその行使を不正または不均衡にすることがある」ことを述べている。

Wilberforce は、組合性を有する会社における個人間の関係について、上述のことを述べたのであるが、グループ会社間の関係にも妥当すると考えられる⁷³⁾。Megarry V C は、Eastman Co (Kilner House) Ltd v Greater London Council 事件に於いて⁷³⁻²⁾、こう述べている：

「多数派が、裁判所の干渉を受けることなしに、会社の最善の利益に適合するという決議を成立させる権限に、何等かの制限があることは明白である。少数派から、かれらの利益または財産の若干を奪うことが、会社の最善の利益でありうるとしても、これゆえに、多数派が、いかに不公平であっても、いかに反対派の利益を害しても、無制限にその侵害が可能であるとは、私は思わない。」

なるほど、これらの判断が「支配株主の信認的義務」が問題となっていない事件において述べられたことは認めなくてはならないが、しかし、これらは、エクティティ裁判官の本来的に広い権限の中に根拠を有し、会社法の多くの問題に重大な影響を与えるものである⁷⁴⁾。Wilberforce の判断を前提として、Clemens v Clemens Bros Ltd 事件において⁷⁵⁾、多数派によって成立させられた決議が、少数派の消極的コントロールを奪うものであることを理由に、取り消されているのである⁷⁶⁾。

(2) 支配株主の信認的義務承認への胎動 Daniels v Daniels 事件において⁷⁷⁾、Templeman J は、次のように述べている⁷⁸⁾：

「Alexander v Automatic Telephone 事件⁷⁹⁾（取締役が私利を計った），

73) See Tunc, *supra*, n 56, p 7.

73-2) [1982] 1 WLR 2, at 11, [1982] 1 All ER 437, at 444.

74) See Tunc, *supra*, n 56, p 7.

75) [1976] 2 All ER 268.

76) See Tunc, *supra*, n 56, p 7.

77) [1978] Ch 406.

78) LS Sealy, *Cases and Materials in Company Law*, 5th ed, 1992, p 481.

79) [1900] 2 Ch 56, CA.

Cook v Deeks 事件⁸⁰⁾（取締役が自己のために営業を利用した）および Pavlides v Jensen⁸¹⁾（取締役が会社資産を横領した事件）の dicta に見出すことが可能な原則によれば、取締役が、故意または無意識に、詐欺または過失によって、その権限を行使し、会社の犠牲において自己を利した場合には、他に救済方法を有しない少数派株主は訴を提起できる。」

Templeman J は、詐欺がなくとも⁸²⁾、多数派株主および取締役の行為がかれらに利益をもたらす場合には、少数派株主は訴を提起できるとするのである⁸³⁾。この限りにおいて、Templeman J は、会社に対して負う義務（またはその違反）に関して、取締役と多数派株主とを同視したのである⁸⁴⁾。In re Hellenic and General Trust Ltd において⁸⁵⁾、和議提案会社の完全子会社にその計画に関する議決権の行使を認めなかったとき、Templeman J は、これを認めれば、支配株主が自己の意思を強制することになると考えていたと思われる⁸⁶⁾。この結論は、取締役が利害関係を有する契約に信認的関係から有すると同様な義務を、親子会社間の契約関係に認めることになる⁸⁷⁾。1948年会社法 210 条は少数派株主に対する「抑圧」に関する救済を定めるが⁸⁸⁾、この救済は、支配株主がその法的権利の完全な行使を常に許されるというわけではな

80) [1916] 1 AC 554, PC.

81) [1956] Ch 565, [1956] 2 All ER 518.

82) 「少数派に対する詐欺」(fraud on the minority) を理由に、「その能力の範囲内で行為する会社の内部事項には、裁判所は干渉しないし、また干渉する権限を有しない」という Foss v Harbottle 事件 ((1843) 2 Ha 461) の原則に対する例外が認められている。

83) See Sealy, *supra*, n 78, p 480.

84) See Tunc, *supra*, n 56, p 7.

85) [1976] 1 WLR 123, [1975] 3 All ER 382.

86) See Tunc, *supra*, n 56, p 7 f.

87) See *ibid*, p 8.

88) 本条には、「抑圧」(oppression) の証明に関して様々な問題が生じ (see Charlesworth & Morse, *supra*, n 23, p 457), 改正されて、1980年会社法459条ないし461条となっている。

459条によれば、会社の事務が株主全部また一部（申立人を含む必要がある）の利益を不公正に害して処理されるときには、または会社の行為もしくは予定されている行為もしくは不作為（会社のための行為または不作為を含む）が不公正に侵害的であるときには、株主は裁判所に救済命令を申し立てることができる。

支配株主の信認的義務（一）

い、という原則の承認であるとも解することができる⁸⁹⁾。Lord Cooper の判断を引用しつつ、Lord Simonds は、次のように述べている⁹⁰⁾：

「独立の少数派株主を有する子会社を設立した親会社は、同種の営業を営む場合には、ある意味では自己の事務の処理といえるときでも、子会社を公正に取り扱うべき義務を負う。」

この Lord Simonds の考えは、多数派に、少数派に対する信認的義務を課するものではないかも知れないが⁹¹⁾、信認的義務から生ずる営業機会の公正な配分の原則は、同一の結論をもたらすであろう⁹²⁾。いずれにしても、現行法の下においては、支配株主が自己の法定権限を不公正に使用し、一般株主に損害を与えたときは、損害を受けた株主は、裁判所に解散命令を申し立てるか⁹³⁾、または459条にもとづく救済を申し立てることができる⁹⁴⁾。

（3）小括 なるほど、イギリス法は、現在のところ、支配株主の会社に対する——ましてや他の株主に対する——信認的義務を認めてはいない⁹⁵⁾。しか

89) See Tunc, *supra*, n 56, p 8.

90) Scottish Co-operative Wholesale Society Ltd v Meyer [1959] AC 324, at 343, [1958] 3 All ER 66, at 72.

91) Pennington は、次のように述べる (*supra*, n 6, p 677) :

「裁判所が、法定の救済のために、抑圧または不公正な侵害を、少数派に対する多数派の義務違反という用語で定義する場合に、留意されなければならないのは、その義務は法規定の外に必ずしも存在するものではないことである。会社の取締役および支配株主が、かれらが定めた価格で株式を譲渡し、他の会社が提示したより高額の価格での株式の譲渡を拒否することを、少数派株主に勧告した場合に、少数派株主が現行法の下で救済を得ることを許す、比較的最近の判決 (re a Company (No 008699 of 1985) (1986) 2 BCC 24) は、したがって、法規定との関係で読まなければならぬ、少数派に対する信認的義務を多数派に課するものと考えるべきではない。」

92) See Tunc, *supra*, n 56, p 8.

93) 1986年支払不能者法 122条 1 項 g 号は、裁判所は、会社の解散が正当であり衡平であると判断するときは、会社を解散できる、と定めている。

94) See Tunc, *supra*, n 56, p 8.

95) Gower は、《Principles of Modern Company Law》の4版で次のように述べている (p 630) :

「少数派に対する詐欺または抑圧を自制すべき株主の義務は、取締役および役員の義務とは著しく異なっている。株主の義務には受託者の義務が欠けているからだけではなく、取締役の義務が会社のみに対するのに反して、株主のそれは会社に対する場

し、最高裁の判例および立法者の動向は、信認的義務の承認に向っているといふのである⁹⁶⁾。

4) 支配株主の会社債権者に対する義務 (1) 緒説 会社のグループ化の結果として、親会社の指揮に子会社が服することは、子会社の債権者に重大な影響を与える。したがって、支配株主の義務を問題とする場合、会社債権者に対する義務が問題となる。イギリス法はこの点に関してどのような状況にあるか。

(2) 判例の現状 判例上、会社債権者に対する取締役の義務を認めたものはないのだから、ましてや支配株主のそのような義務が認められるとは思われない⁹⁷⁾。取締役と債権者とをリンクする信託関係はないが、しかし、傍論において、会社債権者の利益を尊重すべき取締役の義務を認める沢山の判例がある⁹⁸⁾。もっとも、取締役の会社債権者に対する義務を断固として否定した多く

合もあれば他の株主に対する場合もある。義務違反の救済もずっと制限されている。義務違反の場合に損害賠償請求権を生みだす義務は存在しない。せいぜい差止めや解散などによって義務を強制しうるに過ぎない。」

96) Morse は、多数派の議決権行使が「少数派に対する詐欺」の法理に服することを明らかにし、支配株主が、会社全体のために信義誠実に従って行為し少数派を詐欺しないという義務を、会社、すなわち、一団としての社員に対して負うことを示した後、次のように述べる (supra, n 23, p 433) :

「支配株主は、取締役の完全な信認的義務に服するものではないとしても、『少数派に対する詐欺』の承認されている法理よりももっと厳しいコントロールに服しうるとされた事件がある。」

Morse がここに挙げる判例は Clemens v Clemens Bros Ltd 事件 ([1976] 2 All ER 268) であるが、次のような事件であった。

被告Yは家族会社の発行済株式総数の55パーセントを有し、5人の取締役の1人であった。Yは、他の取締役に株式を与えることおよび長期勤務の使用人のために信託を設定することを提案した。原告Xは、Yの姪であり、発行済株式の40パーセントを有していたが、取締役ではなかった。Yは、Xの持株が25パーセント未満となり、Xが特別決議の拒否権を失うに至る増資を提案した。Yは、自己の判断に従って通常の株主のように、その多数議決権行使することは許されないと判示された。そのような議決権は衡平法的考慮に服し、その結果、特別な方向での行使は不公正となりうるのであり、本事件においては、この考慮が適用され、決議が取り消されるというのであった。

97) See Tunc, supra, n 56, p 9.

98) 以下の説明については、see Sealy, supra, n 78, p 254.

支配株主の信認的義務（一）

の判例があるが⁹⁹⁾、これらは、その事案との関係において捉えられなければならない。いずれの事件においても会社には支払能力があったのである。会社が支払不能の場合には様相を異にする。支払不能者法の最近の傾向に従えば、不振会社の取締役は会社債権者の利益を尊重すべきであったということになる。その理由は、債権者に対して直接に負担する義務が生じたのではなく¹⁰⁰⁾、（ヴェイルを上げて視野を広げて見れば）会社が清算される場合には、取締役の行為によって債権者の立場は影響を受けるからである。ただ、そうはあっても、取締役の唯一の法定義務は会社に対するものであって、会社のために行為する清算人によって、間接的にのみ債権者の利益が主張されるに過ぎないことは認めざるをえない。しかし、いずれにせよ、支払不能と関連して、取締役は会社債権者の利益を尊重する義務があるとの見解が見出されるのである。例えば、グループ会社間における資金の移動が問題となった *Walker v Wimborne* 事件から¹⁰¹⁾、取締役は、会社に対する義務の履行において、株主および会社債権者の利益を考慮しなければならない、ことが理解される¹⁰²⁾。なぜならば、会社債権者は、会社がグループのメンバーであると否とを問わず、債務会社に支払を期待せざるを得ず、したがって、会社間の資金の移動は、それらの会社が支払不能になるときは、債権者の利益を害するからである¹⁰³⁾。また、取締役の権限外の行為が全株主の承認によって有効となるかが問題となつた

99) See e.g. *Charterbridge Corp Ltd v Lloyds Bank Ltd* [1970] Ch 62, [1969] 2 All ER 1185; *re Halt Garage (1964) Ltd* [1982] 3 All ER 1016; *re Horsley & Weight Ltd* [1982] Ch 442, [1982] 3 All ER 1045, CA; *Multinational Gas and Petrochemical Co Ltd v Multinational Gas and Petrochemical Services Ltd* [1983] Ch 258, [1983] 2 All ER 563, CA; *Kuwait Asia Bank EC v National Mutual Life Nominees Ltd* [1991] 1 AC 187, [1990] 3 All ER 404, PC.

100) *Nicholson v Permakraft (NZ) Ltd* [1985] 1 NZLR 242において、Cooke Jにより述べられたこの趣旨の傍論があるが(at 249), おおざっぱすぎるとして批判されている(see Sealy, *supra*, n 78, p 254 n 6).

101) (1976) 50 ALJR 446.

102) See Sealy, n 78, p 146.

103) See *ibid.*

Kinsela v Russel Kinsela Pty Ltd 事件において¹⁰⁴⁾、Street CJ は、清算、返済またはその代替的処理のなされるまで、会社を介して、取締役の管理下にある資産は、実際的意味においては、会社債権者の財産であって株主の財産ではない、と判示した後に、次のように述べる¹⁰⁵⁾：

「取締役が、会社に対する義務違反に関与し、株主の利益に影響を及ぼすとき、株主が、事前に、その違反を承認したまゝは、事後に、それを追認できるとすることは、私には、法的・論理的に受け入れうことである。しかし、危険にさらされる利益が債権者の利益であるとき、株主がその違反を承認できるとすることは、法的・論理的に理由がないと思う。全体としての会社に対する取締役の義務が、支払不能と関連して、債権者の利益を害しないことにまで拡張することが認められるならば——私見によればこれは認められるべきである————、株主は取締役の違反を許容する権限を有しない。」

さらに、Winkworth v Edward Baron Development Co Ltd 事件において¹⁰⁶⁾、Lord Templeman は次のように述べる¹⁰⁷⁾：

「会社は現在および過去の会社債権者に義務を負っている。会社は債務を負担すると直ちに弁済すべき義務を負うのではなく、また、危険を伴う冒險をすべて回避すべき義務を負うのではないが、しかし、会社は、債務返済のために、その資産を侵害されることなく利用できるように維持すべき義務を会社債権者に負っている。会社の良心は、その管理と同様に、会社の取締役に託されたものである。会社業務が正当に処理され、会社の資産が、債権者を害して取締役自身の利益のために、浪費・利用されないことを担保する義務を、取締役は会社および会社債権者に負っている。」

（3）近時の立法の潮流 以上の判例のトレンドは、ますます、默示的に立法によって認められているように思える¹⁰⁸⁾。例えば、1976年以後、監査役の

104) (1986) 10 ACLR 395, at 401, 404, NSW CA.

105) Sealy, n 78, p 255.

106) [1987] 1 All ER 114 at 118 (HL), [1986] 1 WLR 1512 at 1516.

107) Sealy, n 78, p. 255.

108) 以下の説明については、see Tunc, n 56, p 9 f.

支配株主の信認的義務（一）

退職通知書には、監査役の意見によれば、社員または会社債権者に知らすべき事項が、自己の退職に関して存在するか否かを記載しなければならない、と法定されている（1985年会社法392条・392条A・394条）¹⁰⁹⁾。通産大臣は、会社業務が会社債権者その他の債権者を詐欺する意図をもって処理されているまたは処理されたことを示す事情があると判断するときには、会社業務の調査を命ずることができる（同法432条2項）¹¹⁰⁾。実際、株式資本、増資、資本の維持、減資および利益・資産の分配に関する1985年会社法第5編および第8編のほとんどすべては、株主保護とともに債権者の保護を目的としているように思える¹¹¹⁾。のみならず、会社を支払不能に至らしめた取締役または前取締役は、裁判所の失格命令に服する（1986年会社取締役失格法6条～8条）。最後に、

109) 社員または会社債権者に知らすべき事項が記載されているときには、会社はその賃本を計算書の受領権を有する者に送付しなければならない（同法394条3項）。その公表が不必要な中傷を生む場合には、会社は、送付不要の指示を裁判所に申し立てることができる（同法394条6項）。退職する監査役は、上述の事項を述べるための総会の招集を要求できる（同法392条A2項）（監査役を解任または交替させる場合には、総会の招集が必要であるから、特に総会を招集する必要はない）。監査役は、総会に先立って自己の退職に至る事情についての声明書を株主に配布することを、会社に要求できる（解任または交替の場合は同法391条A3項～6項、それ以外の場合は同法392条A3項～7項）。交替予定の監査役も、交替までは監査役であるから、総会に出席して意見を述べることができる（同法390条）。この権利は既に解任された監査役（同法391条4項）または退職した監査役（同法392条A8項）にまで、かれらが監査役の職にないにもかからず、拡張される（以上の説明については、See Farrar, n 6, p 497 f.）。

110) 調査は大臣によって任命された検査官が担当する。Norwest Holst Ltd v Secretary of State for Trade ([1978] Ch 201)において、大臣は432条2項にもとづいて調査を命じた理由を明らかにする必要がないとされた。裁判所は不誠実または不適当な目的がない場合には干渉しないであろう。そのような手続はばかりものでない、妨害的なものであり、裁判手続の濫用であるとして除かれたのである（see Farrar, n 6, p 511）。

111) See Tunc, n 56, p 9. ただし、re Horsley & Weight Ltd ([1982] Ch 442, [1982] 3 All ER 1045, CA) 事件において、Buckley LJ は次のように述べている：

「会社の取締役が、会社の払込資本に手を付けない義務を、会社債権者に負っていると考えることは誤解である。会社が、適法に承認された減資の場合以外には、払込資本をどのような方法であれ株主に払い戻さない、と考える権利を会社債権者は有する。会社がそのような違法な払い戻しが生じないように会社業務を処理する、と考える権利を会社債権者は有する。しかし、取締役が違法な減資を防止する義務を間接的に債権者に負っているということはいささか不正確である。取締役はこの点において

City Code も債権者に対する取締役の義務を明らかにしている¹¹²⁾。

(4) 小括 結局、会社債権者が取締役の注意義務の受益者であると認められる程度において、支配株主に同様な義務を認めうるであろう¹¹³⁾。

(未完)

(1993年7月7日稿)

会社に義務を有し、不当な資本の払い戻しがあった後に会社が清算される場合には、清算人は、会社が有する返還請求権行使する義務を、債権者に対して負っている、ということが私にはより正確に思える。他方、会社および会社のために行為する取締役は、会社の能力内にある目的のために、全く正当に払込資本を使用できるのである。」(see Sealy, 78, p 194)。

112) 「取締役が株主に助言を与えるときに考慮すべきは、全体的に把握された株主の利益ならびに従業員および債権者の利益である」(合併および企業買収に関するシティード・コード総則 9) (see Tunc, n 56, p 9 n 54)。

113) See Tunc, n 56, p 9 f.